

特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別区競馬組合（以下「組合」という。）における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、特別区競馬組合管理者（以下「管理者」という。）が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 管理者は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、書面又は口頭にて注意の喚起等を行うことができる。

(指名停止を行った場合の措置)

第3条 有資格者に指名停止の措置が行われたときは、契約担当者（特別区競馬組合契約事務規則（昭和39年特別区競馬組合規則第3号）第2条第2項に定める者をいう。以下同じ。）は、当該指名停止期間が満了するまで、当該有資格者を指名してはならない。現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

2 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合等で、契約の相手方が指名停止期間中の有資格者に限定されるときは、この限りでない。

3 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が、組合が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格者が、一の事案により別表に掲げる措置要件のうち二以上に該当する場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

- (1) 有資格者が、別表第1項の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表第1項の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 有資格者が、別表第3項の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後若しくは注意の喚起等を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表第3項の措置要件に該当することとなったとき。
- (3) 有資格者が、別表第4項第1号から第5号までのいずれかの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表第4項第1号から第5号までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき。
- (4) 別表第4項第1号から第5号までのいずれかの措置要件に該当する場合で、当該違反行為において、有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
- (5) 前各号に規定する場合のほか、特に必要であると認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

- (1) 別表第2項又は第3項の措置要件に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、特に必要であると認められるとき。

4 極めて悪質な事由又は参酌すべき特別の事由等がある場合は、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間を変更することができる。

6 指名停止期間中の有資格者が、措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止を解除

するものとする。

(指名停止対象の特例)

第5条 管理者は、有資格者が別表第2項又は第3項の措置要件に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置要件に該当する部門のみ指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 土木部、建築部等のように社内責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行役員を含む。）を充てている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前号に準ずると認められる場合

2 別表第2項、第3項又は第4項第6号の措置要件に該当し指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 事業協同組合等について指名停止を行う場合は、当該事業協同組合等の有資格者である組合員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、指名停止を行うものとする。この場合において、当該組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止期間に適用された別表に定める期間の範囲内とする。

(指名停止の通知)

第6条 管理者は、第2条第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、指名停止通知書（第1号様式）により通知するものとする。

2 管理者は、第2条第1項ただし書の規定により注意の喚起等を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、注意書（第2号様式）により通知するものとする。

3 管理者は、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更したときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、指名停止期間変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 管理者は、第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に

対し、遅滞なく、指名停止解除通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（指名停止等の特例）

第7条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名停止の取扱いをしないことができる。

（指名停止等の公表）

第8条 第2条第1項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、有資格者名、指名停止期間及び理由を公表するものとする。

（事実の発生の確認）

第9条 措置要件に該当又は非該当に係る事実の発生は、組合の調査、新聞若しくはテレビ等のマスコミ報道又は他の公共機関からの通知若しくは発表等により確認する。

（暴排要綱による適用除外）

第10条 この要綱の規定は、措置要件に該当する事実について、暴力団等（特別区競馬組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年3月27日制定。以下「暴排要綱」という。）第2条第4号に掲げる暴力団等をいう。）の関与が認められる等、暴排要綱に基づいて措置すべきであると管理者が認めた場合については適用しない。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
1 贈賄	
<p>(1) 次に掲げる者が、組合職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内 （標準2 4月）</p> <p>9月以上2 4月以内 （標準1 8月）</p> <p>6月以上1 8月以内 （標準1 2月）</p>
<p>(2) 次に掲げる者が、特別区の区域内における組合以外の公共機関（刑法（明治4 0年法律第4 5号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>6月以上1 8月以内 （標準1 2月）</p> <p>4月以上1 2月以内 （標準9月）</p> <p>3月以上9月以内 （標準6月）</p>
<p>(3) 次に掲げる者が、特別区を除く関東地方の区域内における組合以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>4月以上1 2月以内 （標準9月）</p> <p>3月以上9月以内 （標準6月）</p> <p>1月以上5月以内 （標準3月）</p>
<p>(4) 次に掲げる者が、前2号の区域外における組合以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑に</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p>

より逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上12月以内 (標準9月)
イ 一般役員等	1月以上6月以内 (標準4月)
ウ 使用人	1月以上3月以内 (標準2月)
2 契約履行上の事故	
(1) 組合発注の契約に関する事故の場合	事実を知った日から
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	2月以上6月以内 (標準4月)
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1月以上3月以内 (標準2月)
ウ 事故を発生させ、従業員その他関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	1月以上3月以内 (標準2月)
(2) 組合発注の契約を除く関東地方の区域内における事故の場合	事実を知った日から
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	1月以上5月以内 (標準3月)
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1月以上3月以内 (標準1月)
ウ 事故を発生させ、従業員その他関係者に死者又は多数の負傷者を出した場合	1月以上3月以内 (標準1月)
(3) 前号の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	事実を知った日から 1月以上5月以内 (標準3月)
3 契約履行成績不良等	
(1) 組合と締結した物品、印刷物又は賃貸物件の納入等に係る契約の履行にあたり、引換え又は手直しをした場合において、遅延違約金の対象となったとき	当該遅延違約金の発生した日から 1月以上5月以内 (標準3月)
(2) 組合と締結した委託契約の履行にあたり、再履行となった場合において、遅延違約金の対象となったとき	当該遅延違約金の発生した日から 1月以上5月以内 (標準3月)
(3) 入札参加に際し、正当な理由がなく組合が求めた資料を提出しない、入札の不参加を繰り返	当該認定をした日から 1月以上2月以内

す等により、組合の入札を妨げたと認めるとき	(標準1月)
(4) 組合発注の契約において、落札後若しくは特別区競馬組合業者選定要綱（平成20年1月19日制定）第11条の規定により選定された者が、その選定後に、正当な理由がなく契約を締結しないと認めるとき	当該認定をした日から 1月以上12月以内 (標準6月)
(5) 前各号に規定する場合のほか、組合発注の契約において、契約に違反した場合、契約履行に著しく適性を欠く行為があったと認める場合、契約履行成績が著しく不良であると認める場合等、契約の相手方として不適當であると認めるとき	当該認定をした日から 1月以上12月以内 (標準3月)
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 組合発注の契約に関するもの イ 組合発注の契約を除く関東地方の区域内におけるもの ウ イの区域外のもの	逮捕又は起訴を知った日から 6月以上24月以内 (標準12月) 4月以上12月以内 (標準6月) 2月以上6月以内 (標準3月)
(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる場合 ア 組合発注の契約に関するもの イ 組合発注の契約を除く関東地方の区域内におけるもの ウ イの区域外のもの	当該認定をした日から 3月以上12月以内 (標準6月) 2月以上12月以内 (標準4月) 1月以上6月以内 (標準2月)
(3) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約に関わるものに限る。）し、	当該認定をした日から

<p>契約の相手方として不適當であると認められる場合</p> <p>ア 組合発注の契約に関するもの</p> <p>イ 組合発注の契約を除く関東地方の区域内におけるもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>3月以上12月以内 (標準6月)</p> <p>2月以上12月以内 (標準4月)</p> <p>1月以上6月以内 (標準2月)</p>
<p>(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <p>ア 組合発注の契約に関するもの</p> <p>イ 組合発注の契約を除く関東地方の区域内におけるもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>当該処分を知った日から</p> <p>3月以上9月以内 (標準6月)</p> <p>2月以上6月以内 (標準4月)</p> <p>1月以上3月以内 (標準2月)</p>
<p>(5) 有資格者である個人、有資格者である法人等の役員等又は使用人が、契約に係る法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 組合発注の契約に関するもの</p> <p>イ 組合発注の契約を除く関東地方の区域内におけるもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内 (標準6月)</p> <p>2月以上12月以内 (標準4月)</p> <p>1月以上6月以内 (標準2月)</p>
<p>(6) 前各号に規定する場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内 (情状に応じて)</p>
<p>5 虚偽記載</p> <p>組合の競争入札参加資格申請、一般競争入札又は指名競争入札において、申請書、調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内 (標準3月)</p>
<p>6 その他不正な行為</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内 (情状に応じて)</p>

様

特別区競馬組合
管理者 ○○ ○○ 印

指名停止通知書

下記のとおり、特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第6条第1項の規定に基づき、特別区競馬組合が実施する指名競争入札における指名停止を決定したので通知します。

記

1 指名停止期間

○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）

2 指名停止措置を行う理由

特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表第○項第○号（○）に該当すると認められるため。

3 指名停止措置の内容

(1)本組合で実施する競争入札及びプロポーザル形式等による業者選定に参加することはできません。

(2)本組合と契約（随意契約を含む。）を締結することはできません。

(3)本組合が発注する契約の下請負先及び再委託先となることはできません。

※ただし、本組合が契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認める場合は、この限りではありません。

第2号様式（第6条第2項関係）

第 年 月 日 号

様

特別区競馬組合
管理者 ○○ ○○ 印

注 意 書

下記のとおり、特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第6条第2項の規定に基づき、注意します。

記

1 注意の理由

特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表第○項第○号（○）に該当すると認められるため。

第 年 月 日
年 月 日

様

特別区競馬組合
管理者 ○○ ○○ 印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第6条第3項の規定に基づき、当該指名停止期間を変更したので通知します。

記

- 1 当初の指名停止期間
○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 2 変更後の指名停止期間
○月（ 年 月 日から 年 月 日まで）
- 3 変更の理由

第 年 月 日 号

様

特別区競馬組合
管理者 ○○ ○○ 印

指名停止解除通知書

年 月 日付（文書番号）をもって指名停止について通知しましたが、下記のとおり、特別区競馬組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱第6条第4項の規定に基づき、当該指名停止を解除したので通知します。

記

- 1 指名停止を解除する日
年 月 日
- 2 解除の理由